

[LINEWORKS サービス約款]

クラウド環境におけるソフトウェアの利用に関する、本約款に基づくJBCCクラウドサービス(以下、「本サービス」という)には、「JBCCクラウドサービス利用規約[共通契約条項]」の他、以下の各条項(特則条項がある場合は特則条項を含む)が適用されます。

[1]サービス提供者

本サービスは、ワークスモバイル株式会社をサービス提供者(ディストリビューター:ソフトバンク株式会社)として提供されます。

[2]サービスの内容

- 1.お客様は、インターネット環境を通じ、JBCCまたはサービス提供者が別途メール等の方法により通知・指定するクラウド環境にアクセスして、対象ソフトウェアの機能を使用、表示、基本実行、その他のやりとりを行い業務処理のために利用することができます。
- 2.クラウド環境およびそこで利用されるサーバー等の当初仕様ないし提供容量の制限等については、サービス提供者所定の条件によるものとします。当該仕様ないし利用可能な提供容量の変更が可能な場合は、別途料金によりこれを追加できる場合があるものとします。
- 3.サービスの内容の詳細事項、利用可能時間帯、提供条件および適用除外等は、サービス提供者所定の契約条項、利用条件、利用規約(以下、「サービス規程」という)等またはサービス明細に定めるとおりとします。

[3]対象ソフトウェア

本サービスの対象ソフトウェアは、サービス明細に記載するものとします。

[4]ソフトウェアの使用許諾

お客様は、本契約およびサービス提供者所定のサービス規程を遵守することを条件として、対象ソフトウェアの機能を利用する非独占的権利を許諾されるものとします。

[5]ライセンスおよびパスワード管理

- 1.別段の定めがある場合を除き、対象ソフトウェアのライセンスは、該当する1ライセンスの有効期間中1利用者でのみ利用することができるものとします。
- 2.対象ソフトウェアにかかる最小利用ライセンス数は、1ライセンスとします。別途、契約により1ライセンス単位で、これを追加・削除できるものとします。ただし、ライセンスの削除は契約更新時のみとなり契約期間中のライセンスの削除は行えません。

[6]サポートサービス

- 1.JBCC またはサービス提供者はサポートサービスとして利用方法等に対する問合せ受付を実施します。お客様は、LINEWORKS 管理者画面のお問い合わせフォームよりサポートサービスをご利用いただけます。良くあるお問い合わせにつきましては次のURL(<https://help.worksmobile.com/home.nhn?lang=ja>)よりご確認ができます。なお、対象ソフトウェアの利用機能の提供が停止している間は、問合せ対応はされないことがあります。
- 2.サポートサービスの内容・提供時間、その他提供条件等は JBCC またはサービス提供者により随時変更される可能性があるものとします。

[7]オプション

本サービスにおいて提供されることのある有償の、サービスの機能追加／向上に関するオプションおよびサポートの追加に関するオプションを購入する場合には、サービス明細に記載するものとします。サポートオプションがある場合、その内容は、特記事項に記載のとおりとします。

[8]サービス料金

- 1.利用料
(1)本サービスの利用料は「月額固定制」または「年額固定制」のうち注文書に記載されるものとし、日割り計算はされないものとします。
(2) サービス明細にてオプションを選択した場合、別途料金が発生します。お客様は、オプションを単独で購入することはできません。料金は購入した月分から発生し、日割り計算はされないものとします。
- 2.前各号の他、その他発生する料金は、特記事項またはサービス明細に記載のとおりとします。

[9]サービス規程の指定

サービス提供者所定のサービス規程は、サービス提供者からお客様に通知される本サービスにかかる管理者画面にて同意が要求される利用規約(LINEWORKSサービス利用規約(<https://line.worksmobile.com/jp/terms/>)等)及び次のURLに定めるとおりとします。お客様は、サービス規程を遵守することについて、サービス提供者に対し直接責任を負うものとします。

<http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/security/> (情報セキュリティポリシー)

<http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/> (プライバシーポリシー)

[10]契約期間

- 1.本サービスの契約期間は、サービス開始日の属する月の翌月 1 日から 1 か月間または 1 年間とし、契約期間が 1 年間の場合はサービス明細に「年間」である旨の記載をするものとします。また、お客様から契約期間満了の 1 か月迄に書面による契約終了の申し入れがない限り、本契約は自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。
- 2.前項の定めにもかかわらず、契約期間の途中でライセンスを追加購入する場合、当該追加ライセンスの契約期間は追加ライセンスにかかるライセンスの利用開始日の翌月 1 日から既存ライセンス期間終了日までとします。